

動物実験に関する検証結果報告書

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構

【食品研究部門、生物機能利用研究部門、野菜花き研究部門、
北海道農業研究センター、西日本農業研究センター、
九州沖縄農業研究センター】

動物実験に関する外部検証事業

(公益社団法人日本実験動物学会)

2026年3月

日実動学-外検発 第R8-11号-報

2026年3月16日

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
理事長 久間 和生 殿

貴機関における動物実験の実施体制に関して、提出された自己点検・評価報告書に対する検証結果を通知します。

公益社団法人日本実験動物学会

理事長 小倉淳郎



対象機関：国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構の6部門（食品研究部門、生物機能利用研究部門、野菜花き研究部門、北海道農業研究センター、西日本農業研究センター、九州沖縄農業研究センター）

申請年月日：2025年7月28日

訪問調査年月日：2025年10月8日（北海道農業研究センター）、10月21日（西日本農業研究センター）、10月28日（九州沖縄農業研究センター）、10月30日（野菜花き研究部門）、12月1～2日（食品研究部門及び生物機能利用研究部門）

調査員：國田 智、三好一郎、八神健一、森松正美、下田耕治、瀬戸山健太郎、浅野 淳

検証の総評

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）は、我が国の農業と食品産業の発展のための研究開発を行う国立機関であり、つくば市に本部を設置し、8つの研究所（5研究部門及び3研究センター）において動物実験が行われている。今回の検証は、これらのうち6研究所（食品研究部門、生物機能利用研究部門、野菜花き研究部門、北海道農業研究センター、西日本農業研究セン

ター、九州沖縄農業研究センター）の全ての飼養保管施設と動物実験を対象に行った。

農研機構では、機関の長である理事長が最高責任者となり、農研機構本部の統括による一元管理体制下で、実験動物の飼養保管及び動物実験が行われている。農研機構本部に属する企画戦略本部長が機関の長の権限の委任を受け、その諮問機関として農研機構全体の動物実験を監督する動物実験委員会（専門分野ごとの6つの動物実験専門委員会）が設置されている。また、企画戦略本部・新技術対策課に属する規制実験管理チームが、全ての動物実験専門委員会の事務局として各専門委員会活動の支援と連携にあたり、組織統一的な運営の確保に貢献している。各研究所の長は、管理者として、飼養保管施設や実験室の指定、実験動物の飼養保管や動物実験を掌理するとともに、各事業場の長である管理部長と連携して施設の維持管理及び周辺環境の保全等を行う体制が構築されている。

上記体制の下、各種家畜やマウス、ラットを使用する動物実験が、「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（以下「基本指針」という。）」及び「動物実験等実施規程」に則して、動物実験計画の審査、承認を経て実施され、結果報告、教育訓練、自己点検・評価、情報公開も適正に行われている。また、各事業場に設置された飼養保管施設では、環境省の「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（以下「飼養保管基準」という。）」に則して、実験動物管理者及び飼養者によって各種実験動物が適切に飼養保管され、施設の維持管理状況もおおむね良好である。特に、大型家畜の取扱いに対する安全対策や実験動物の健康管理への取り組みは、国内有数の農学系専門研究機関として充実している。

研究所開設時に整備された施設は、研究動向にあわせて利用目的を変更しながら運用されており、設備の老朽化も部分的に認められるものの、規制実験管理チームが現地調査を順次進め、改修等が必要な点について、研究所あるいは機構としての対応を検討している。農研機構の運営実態にあわせて構築された、動物実験専門委員会と規制実験管理チームの連携に基づく動物実験及び飼養保管の監視体制を一層充実させ、中長期的な施設の改修や運用改善を推進されたい。

検証結果

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

<p>1) 機関による自己点検・評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する機関内規程を定めている。 <input type="checkbox"/> 機関内規程を定めているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 機関内規程を定めていない。
<p>2) 自己点検・評価の妥当性</p> <p>基本指針及び飼養保管基準に則して、農研機構の機関内規程として「動物実験等実施規程」が定められている。したがって、機関内規程について、自己点検・評価の結果は妥当である。</p>
<p>3) 検証の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する機関内規程が定められている。 <input type="checkbox"/> 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 機関内規程が定められていない。
<p>4) 改善に向けた意見</p> <p>特になし。</p>

2. 動物実験委員会

<p>1) 機関による自己点検・評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する動物実験委員会を設置している。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会を設置しているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会を設置していない。
<p>2) 自己点検・評価の妥当性</p> <p>「動物実験等実施規程」及び「動物実験委員会運営要領」に基づき、機関の長である理事長の下、農研機構本部に属する企画戦略本部長が機関の長の権限の委任を受け、その諮問機関として農研機構全体の動物実験を監督する動物実験委員会（専門分野ごとの 6 つの動物実験専門委員会）が設置されている。また、各動物実験専門委員会は、基本指針が定める 3 要件の委員によって構成されている。したがって、動物実験委員会について、自己点検・評価の結果は妥当である。</p>
<p>3) 検証の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会は設置されているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会は設置されていない。
<p>4) 改善に向けた意見</p> <p>特になし。</p>

3. 動物実験の実施体制

<p>1) 機関による自己点検・評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、動物実験の実施体制を定めている。<input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。<input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制を定めていない。
<p>2) 自己点検・評価の妥当性</p> <p>「動物実験等実施規程」において、動物実験計画の立案、審査、承認、結果報告等が定められ、「動物実験計画書（病原性実験）」「動物実験計画書（非病原性）」「動物実験終了報告書」「動物飼育施設指定・変更申請書」「動物実験室指定・変更申請書」等の各種様式も整備されている。したがって、動物実験の実施体制について、自己点検・評価の結果は妥当である。</p>
<p>3) 検証の結果</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。<input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。<input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制が定められていない。
<p>4) 改善に向けた意見</p> <p>毎年度の動物実験実施報告として、動物使用数を含む実績が「動物実験自己点検票（農研機構様式）」により、動物実験責任者から提出されている。この動物実験計画書ごとに行っている毎年度の経過報告の手続きについて、「動物実験等実施規程」等において明確にすることを検討されたい。</p>

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

<p>1) 機関による自己点検・評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めている。<input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。<input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めていない。<input type="checkbox"/> 該当する動物実験を行っていないので、実施体制を定めていない。
<p>2) 自己点検・評価の妥当性</p> <p>各種法令に対応した「家畜伝染病発生予防規程」「感染症発生予防規程」「遺伝子組換え生物等の使用等に関する安全管理規程」「化学物質管理規程」「毒物劇物等取扱規程」「麻薬及び向精神薬取扱規程」が定められ、安全衛生管理室、バイオセーフティ管理役、遺伝子組換え安全委員会を設置して安全管理に注意を要する実験の適正な実施体制が整備されている。また、ウシ・ヒツジ・ブタ等の大型家畜の取扱いに関して、動物種と処置内容ごとの「標準安全手順書」を安全衛生管理室が作成し、各事業場で実験動物管理者が安全管理上の注意点について確認及び指示する体制が構築されている。麻薬・向精神薬の使用等も、行政機関への必要な手続きを行っている。したがって、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制について、自己点検・評価の結果は妥当である。</p>

<p>3) 検証の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 該当する動物実験の実施体制が定められている。 <input type="checkbox"/> 該当する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 該当する動物実験の実施体制が定められていない。 <input type="checkbox"/> 該当する動物実験は、行われていない。
<p>4) 改善に向けた意見</p> <p>特になし。</p>

5. 実験動物の飼養保管の体制

<p>1) 機関による自己点検・評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検・評価の妥当性</p> <p>食品研究部門 3 施設、生物機能利用研究部門 3 施設、北海道農業研究センター4 施設、野菜花き研究部門 1 施設、西日本農業研究センター9 施設、九州沖縄農業研究センター3 施設の 6 部門の合計で 23 飼養保管施設が各研究所の長により指定されている。研究所長は管理者として各拠点の管理部と協働して施設の維持管理を行うとともに、各飼養保管施設に実験動物管理者を配置し、動物の飼養保管を担う体制が整備されている。げっ歯類や大型家畜の飼養保管マニュアルの雛型を規制実験管理チームが作成し、それらに準じて各飼養保管施設で飼養保管マニュアルを整備している。また、動物逸走時の対応マニュアル及び火災・地震等の緊急時対応マニュアルも、全ての事業場、施設で整備し、緊急連絡先を各施設に掲示している。したがって、実験動物の飼養保管の体制について、自己点検・評価の結果は妥当である。</p>
<p>3) 検証の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>4) 改善に向けた意見</p> <p>定期的に動物の搬入を行っている飼養保管施設では、搬入基準や検疫、順化の手順を文書化するなど、飼養保管マニュアルの充実を検討することが望まれる。</p>

6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

<p>農研機構では、2018 年度に畜産研究部門及び生物機能利用研究部門が、2024 年度に動物衛生研究所が動物実験に関する外部検証を受検している。今回は、農研機構としては 3 回目の外部検証であり、これまでの外部検証の結果を踏まえ、動物実験の実施体制を逐次見直し、動物実験の適正化に向けて機構全体で積極的に取り組む姿勢は評価できる。</p>

II. 実施状況

1. 動物実験委員会の活動状況

<p>1) 機関による自己点検・評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に機能している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検・評価の妥当性</p> <p>「動物実験等実施規程」及び「動物実験委員会運営要領」に基づき、動物実験委員会（6つの専門委員会）が動物実験計画の審査を行っている。動物種ごとの審査基準（飼養条件、安楽死処置方法、人道的エンドポイント、麻酔・鎮痛方法、苦痛度区分表など）に従ってグループウェアを利用して詳細な審査が行われ、議事録も適正に記録、保存されている。また、動物実験の実施結果や自己点検・評価も、規制実験管理チームが資料や素案を準備し、各専門委員会による審査が適正に行われている。したがって、動物実験委員会の活動状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。</p>
<p>3) 検証の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に機能している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>4) 改善に向けた意見</p> <p>特になし。</p>

2. 動物実験の実施状況

<p>1) 機関による自己点検・評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に動物実験を実施している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検・評価の妥当性</p> <p>動物実験計画書は、動物実験委員会による審査及び必要に応じた計画内容の修正の後、企画戦略本部長により承認されている。最長3年間の実施期間が終了した動物実験計画については、「動物実験終了報告書」が提出されている。また、使用動物数等の記入欄を設けた「動物実験自己点検票（農研機構様式）」が、動物実験計画ごとに毎年度提出されている。これらの提出率は100%であり、規制実験管理チームや動物実験委員会による内容確認の後、企画戦略本部長への報告が行われている。したがって、動物実験の実施状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。</p>
<p>3) 検証の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。

4) 改善に向けた意見

特になし。

3. 安全管理に注意を要する動物実験の実施状況

1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針に適合し、当該実験を適正に実施している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。
- 該当する動物実験を行っていない。

2) 自己点検・評価の妥当性

安全管理に注意を要する実験として、遺伝子組換え動物実験が行われており、管理区域の指定、拡散防止措置等が適正に実施されている。また、遺伝子組換え安全委員会と動物実験委員会の間での連携は、動物実験計画書の審査過程での安全管理担当部署による確認及び規制実験管理チームによる関連情報の一元管理により、情報共有が図られている。加えて、安全管理に注意を要する実験として大型家畜の取扱いがあり、大型家畜の取扱い時の過去の受傷事故を踏まえ、施設内での安全対策と教育訓練での注意喚起に取り組んでいる。したがって、安全管理に注意を要する動物実験の実施状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。

3) 検証の結果

- 該当する動物実験が適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。
- 該当する動物実験は行われていない。

4) 改善に向けた意見

特になし。

4. 実験動物の飼養保管状況

1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検・評価の妥当性

飼養保管施設ごとに「飼養保管マニュアル」と「労働安全に関する標準作業手順書」が整備され、飼育環境や飼育管理作業、動物の健康状態の記録が保存されている。飼養保管状況の自己点検票は各飼養保管施設の実験動物管理者から毎年度提出され、規制実験管理チームと動物実験委員会が一元的に把握し、企画戦略本部長に報告している。したがって、実験動物の飼養保管状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。

<p>3) 検証の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>4) 改善に向けた意見</p> <p>特になし。</p>

5. 施設等の維持管理の状況

<p>1) 機関による自己点検・評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に維持管理している。 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検・評価の妥当性</p> <p>各事業場の担当管理部が施設の維持管理や周辺環境の保持・保全を担当し、実験動物管理者が毎年度末に飼養保管施設の自己点検を実施して本部・規制実験管理チームへ報告している。飼養衛生管理区域への関係者以外の立入りを制限する措置や入退記録簿による管理も適正に行われている。一方、各実験棟や畜舎はIDカードシステム又は施錠でセキュリティ管理されているが、飼養保管施設単位で施錠管理されていない施設も存在した。また、逸走防止措置や飼育設備の修繕に関する点検・対応が調査時点で未実施である事例が見られた。したがって、施設等の維持管理の状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。</p>
<p>3) 検証の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>4) 改善に向けた意見</p> <p>全国に多数存在する飼養保管施設の現地調査を規制実験管理チームが順次進め、改修等が必要な点について、研究所あるいは機構としての対応を検討していることから、この活動を継続することで、問題点の早期発見と対処、さらには中長期的な改修計画の立案等に努められたい。また、問題事例の発生はないものの、動物実験関係者以外の立入り制限や逸走防止措置の強化などのセキュリティ対策の充実を検討されたい。</p>

6. 教育訓練の実施状況

<p>1) 機関による自己点検・評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検・評価の妥当性

農研機構全体での動物実験実施者及び飼養者に対する教育訓練は、日本語版と英語版の教材を用いたeラーニングシステムで実施し、受講記録も適切に保存されている。前回検証での指摘を踏まえ、「動物実験等に関する教育訓練実施要領」に人獣共通感染症に関する事項が明記されるとともに、おおむね3年ごとの再受講が規定されている。また、実験動物管理者には、「飼養保管基準の解説」に準じた内容の専門教育プログラムを作成し、全員に受講させている。したがって、教育訓練の実施状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。

3) 検証の結果

- 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

4) 改善に向けた意見

「動物実験等に関する教育訓練実施要領」に規定された実験動物管理者が実施する各施設での飼養保管及び安全な作業のための教育訓練に関して、受講の記録や保存方法を明確にすることを検討されたい。

7. 自己点検・評価、情報公開

1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検・評価の妥当性

「動物実験等実施規程」及び「動物実験委員会運営要領」に則して、動物実験責任者より提出された動物実験自己点検票（農研機構様式）及び動物実験終了報告書、実験動物管理者より提出された飼養保管状況自己点検票、規制実験管理チームが準備した関連資料をもとに動物実験委員会が自己点検・評価を行い、今回の検証対象である各研究所を含む農研機構全体での「動物実験に関する自己点検・評価報告書」をまとめ、企画戦略本部長に答申している。また、基本指針に例示されている項目を農研機構のウェブサイト上で公開している。したがって、自己点検・評価、情報公開について、自己点検・評価の結果は妥当である。

3) 検証の結果

- 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

4) 改善に向けた意見

特になし。

8. その他

（動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果）

大型家畜を取扱う研究所では、Japan Good Agricultural Practices (JGAP) の指導員資格を取得した研究担当者や業務担当者を多数擁し、他の所員の教育にあたっている。また、家畜を対象とする健康管理は、獣医師によって手厚く行われていることは、高く評価できる。